

入札告示

札幌市告示第 2643 号

下記のとおり一般競争入札を行うので、札幌市契約規則(平成4年規則第9号)第4条の規定に基づいて告示します。

令和7年6月20日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒004-8613 札幌市清田区平岡1条1丁目2-1 札幌市清田区役所2階
札幌市清田区市民部地域振興課まちづくり推進係
電話 011-889-2024 メールアドレス kiyota.shinko-k@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

清田中央まちづくりセンター保全リニューアル工事に伴う一時移転業務

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。

(3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

(4) 履行場所 入札説明書による。

(5) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和4～令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)におい

て、「役務（一般サービス業）」、中分類「機械・家具等保守・修理業、市有施設等小規模修繕業」に登録されている者であること。

- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 告示日を起点とした過去3年間において、本市又はその他の官公庁が発注した同種業務の履行実績があること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札参加提出書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書を交付場所及び問い合わせ先

上記1の場所及び清田区役所ホームページにおいてもダウンロード可。

http://www.city.sapporo.jp/kiyota/keiyaku_ippan.html

なお、上記1の場所で交付する期間は、この告示の日から開札日の前日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前8時45分から午後5時15分までとする。

- (2) 入札書の受領期限

令和7年7月2日（水） 10時30分（必着）

- (3) 開札の日時及び場所

令和7年7月2日（水） 11時00分

札幌市清田区役所2階 2A会議室

- (4) 入札書の提出方法

別紙1の様式にて作成し、上記1に掲げる場所に持参又は送付により提出すること。

5 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。電子メールにより提出する場合、事前に

上記 1 の連絡先へ電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは「札幌市競争入札参加資格（物品・役務）」に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(6) 詳細は入札説明書による。